

衆議院 第二百一回国会 財務金融委員会 議 録 第十八号

令和二年六月九日(火曜日)

午後四時十五分開議

出席委員

- 委員長 田中 良生君
- 理事 あかま二郎君 理事 井林 辰憲君
- 理事 うえの賢一郎君 理事 津島 淳君
- 理事 藤丸 敏君 理事 末松 義規君
- 理事 古本伸一郎君 理事 伊佐 進一君
- 穴見 陽一君 井野 俊郎君
- 井上 貴博君 石崎 徹君
- 今枝宗一郎君 門山 宏哲君
- 小泉 龍司君 國場幸之助君
- 鈴木 隼人君 武井 俊輔君
- 辻 清人君 本田 太郎君
- 宗清 皇一君 山田 賢司君
- 海江田万里君 岸本 周平君
- 櫻井 周君 階 猛君
- 野田 佳彦君 日吉 雄大君
- 森田 俊和君 石井 啓一君
- 清水 忠史君 青山 雅幸君
- 美延 映夫君

- 財務大臣 麻生 太郎君
- 財務大臣(金融担当) 同(笠井亮君紹介)(第六六六号)
- 経済産業副大臣 同(穀田恵二君紹介)(第六六七号)
- 財務大臣政務官 同(志位和夫君紹介)(第六六八号)
- 政府参考人 同(清水忠史君紹介)(第六六九号)
- (金融庁総合政策局総括審議官) 同(塩川鉄也君紹介)(第六七〇号)
- 政府参考人 同(田村貴昭君紹介)(第六七一号)
- (金融庁企画市場局長) 同(高橋千鶴子君紹介)(第六七二号)
- 政府参考人 同(畑野君枝君紹介)(第六七三号)
- (金融庁監督局長) 同(藤野保史君紹介)(第六七四号)
- 政府参考人 同(宮本徹君紹介)(第六七五号)
- (経済産業省大臣官房審議官) 同(本村伸子君紹介)(第六七六号)
- 島田 勘資君

政府参考人 (中小企業庁次長) 鎌田 篤君

政府参考人 (国土交通省道路局次長) 長橋 和久君

政府参考人 (国土交通省鉄道局次長) 寺田 吉道君

参考人 (日本銀行総裁) 黒田 東彦君

財務金融委員会専門員 齋藤 育子君

委員の異動

六月九日

山田 賢司君 補欠選任

井野 俊郎君 補欠選任

同日 井野 俊郎君

同日 山田 賢司君

同日 井野 俊郎君

六月八日

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

同月二日

消費税率5%への引下げに関する請願(穀田恵二君紹介)(第六二九号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第六六五号)

同(笠井亮君紹介)(第六六六号)

同(穀田恵二君紹介)(第六六七号)

同(志位和夫君紹介)(第六六八号)

同(清水忠史君紹介)(第六六九号)

同(塩川鉄也君紹介)(第六七〇号)

同(田村貴昭君紹介)(第六七一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第六七二号)

同(畑野君枝君紹介)(第六七三号)

同(藤野保史君紹介)(第六七四号)

同(宮本徹君紹介)(第六七五号)

同(本村伸子君紹介)(第六七六号)

同(清水忠史君紹介)(第六九五号)

同(本村伸子君紹介)(第六九六号)

同(畑野君枝君紹介)(第六七七号)

消費税率を5%に引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求めることに関する請願

(穀田恵二君紹介)(第六三〇号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第六六七号)

同(笠井亮君紹介)(第六七八号)

同(穀田恵二君紹介)(第六七九号)

同(志位和夫君紹介)(第六八〇号)

同(清水忠史君紹介)(第六八一号)

同(塩川鉄也君紹介)(第六八二号)

同(田村貴昭君紹介)(第六八三号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第六八四号)

同(畑野君枝君紹介)(第六八五号)

同(藤野保史君紹介)(第六八六号)

同(宮本徹君紹介)(第六八七号)

同(本村伸子君紹介)(第六八八号)

同(清水忠史君紹介)(第六八九号)

同(藤野保史君紹介)(第六九〇号)

同(田村貴昭君紹介)(第六九一号)

同(今井雅人君紹介)(第六九二号)

同(畑野君枝君紹介)(第六九三号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第六九四号)

同(笠井亮君紹介)(第六九七号)

同月八日

消費税率の引下げを求めることに関する請願(清水忠史君紹介)(第八三四号)

同(岸本周平君紹介)(第八七一号)

同(村上史好君紹介)(第九〇九号)

所得税法第五十六条の廃止に関する請願(近藤昭一君紹介)(第八三五号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第九九六号)

同(笠井亮君紹介)(第九九七号)

同(穀田恵二君紹介)(第九九八号)

同(志位和夫君紹介)(第九九九号)

同(清水忠史君紹介)(第一〇〇〇号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一〇〇一号)

同(田村貴昭君紹介)(第一〇〇二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一〇〇三号)

同(畑野君枝君紹介)(第一〇〇四号)

同(藤野保史君紹介)(第一〇〇五号)

同(宮本徹君紹介)(第一〇〇六号)

同(本村伸子君紹介)(第一〇〇七号)

煽動罪を即時廃止することに関する請願(本村伸子君紹介)(第九〇六号)

消費税率5%への引下げに関する請願(笠井亮君紹介)(第九〇七号)

消費税率を5%に引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求めることに関する請願(穀田恵二君紹介)(第九〇八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。金融担当大臣麻生太郎君。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

ます。
他方で、既存の新型コロナウイルス対応金融支援特別オ
ペム、民間債務の差し入れ担保の範囲内で有利な
条件で資金供給を行うものでありまして、対象と
する民間債務は、企業規模を問わず、企業全体へ
の与信、さらには住宅ローンといった個人向けの
与信も含まれておりますので、ある意味で幅広く
民間部門に対する資金仲介機能の発揮を支援する
ものだというふうに思っております。

御指摘のとおり、新しい資金供給手段が非常に
ターゲットとして、これは基本的に政府の資金繰り
支援制度のバックファイナンスという面でもござ
いますので、非常に有効だとは思いますが、そも
そも、従来のものも、支援の対象範囲が異なるなどあり
ますので、引き続き両方を活用していく必要があり
るといふふうに考えております。

○階委員 これまで終わりますけれども、はつきり
言つて、最初の前提の前提というところであれだ
け時間をかけられちゃうと困るんですね、通告し
ているのに、数字も出し渋るし、こういうこと
は、委員長、ぜひ役所に対して指導してくださ
い。でないと言問時間が有効に使えませんが、
ぜひ、委員長、よろしくお願いします。

終ります。
○田中委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。
金融機能強化法一部改定案について質問をさせ
ていただきます。

金融機関に対して公的資金を注入する本改正案
の仕組みは、東日本大震災後の特別措置と同じ内
容であり、新型コロナウイルス感染症の影響によ
り収入が急激に落ち込んだ中小零細業者の資金繰
りを支援するために、金融機関の資金力を増強す
ることが現時点では必要なことだと考えていま
す。

そのような視点から、本改正案について二問質
問します。
当初、中小企業が緊急対策の融資を受ける際

に、日本政策金融公庫や商工中金の相談窓口が大
変混雑し、予約をとるだけで一カ月先といったこ
とが常態化したり、また、審査方法が緊急時の対
応となっていない、平時の対応のままだというよ
うなこともありまして、融資を受けるまでに時間
がかかり過ぎる、そういう問題がありました。五月
一日から民間金融機関でもセーフティネット
融資など無利子無担保融資の受け付けが始まり、
かなり改善されたと聞いております。しかし、今
でも保証協会の認定書をとるのに時間がかかる
の苦情も伺っております。

そこで、お伺いします。
第二次補正予算案の事業費約百十七兆円には、
中小企業なども含む日本の企業の資金繰り支援を
拡充する予算が含まれました。融資審査の改善が
なされているのか、約百十七兆円のうち中小企業
向けの資金繰り支援について第二次補正予算でど
れくらい追加するのか、それから、第二次補正予
算でのその事業規模の額及び一次補正との合計額
について教えていただきたい。さらに、そのうち
民間金融機関からの貸出しはどのくらい見積もつ
ているのか。中小企業庁にお伺いしたいと思いま
す。

○鎌田政府参考人 お答えいたします。
中小企業向けの資金繰り支援でございますけれ
ども、第二次補正予算案の事業規模は約六十・七
兆円、第一次補正予算との合計では九十八・九兆
円になっております。このうち、御質問の民間金
融機関を活用した融資制度の事業規模でございま
すけれども、第二次補正予算案では約二十八・二
兆円、第一次補正予算との合計で五十二・五兆円
となっております。以上でございます。

○清水委員 民間金融機関の貸出しが約五十三兆
から五十四兆というふうに答弁がございました。
中小企業を資金繰りで支える上で、民間金融機
関の役割は極めて重要だと思えます。本改正案で
は、公的資金を使って金融機関に資本参加する際
の条件が大幅に緩和されます。

そこで、麻生太郎金融担当大臣に伺いたいんで
すが、資金がふえて金融機関の健全性が強化され
たものの、地域経済を支える中小企業が選別され
て破綻や倒産がふえれば、これは本末転倒だと思
うんです。今回の特別措置で、中小企業向けの融
資の拡大や条件緩和など、地域経済や中小企業支
援対策の強化はどのように保証されるのか、ま
た、金融機関が申請時に提出する経営強化計画は
どう位置づけられているのか、そのような対策は
そもそも審査の対象になっているのか。以上につ
いてお答えいただけますでしょうか。

○麻生国務大臣 今回の法案は、最初に申し上げ
ました、どなたかの御質問に申し上げましたよう
に、金融機関自体が悪いわけじゃありませんか
ら、今は、内容が、資本として。
少なくとも、今、中小企業等々が資金繰りに悩
んでいるのに対して、支援をする銀行、金
融機関の方が支援をするだけの資金的余力がな
い、やるとバランスシートが債務超過になる
等々、そういったことをあらかじめ防ぐために、
金を貸さないということにならないようにするた
めにここにいることを申し上げているのであつ
て、もとの趣旨はこちからです。

したがって、私どもとしては、積極的な資
金繰りを行って経済の再生を図っていただけるよう
にすることというのが趣旨ですから、私どもは、法
案におきまして、経営強化計画におきましても中
小規模の事業者に対する信用供与の円滑化に資す
る方策というのを求めるということにさせていた
だいていて、いろいろな形で見られてもわかりませ
うに、いろいろな形で、支援の実施体制というも
のに基づいて、私どもとしては確認をさせていた
だけ、他方、中小企業への貸出しについてはいわ
ゆる数値目標、返済とかそういったような数値目
標というものを余り厳しく求めないとか、いろい
ろな形で、金融機関に対する資本参加というもの
が地域経済の再生とか支援につながるようなもの
を種々においてさせていただいておるといふこと
であります。

○清水委員 ぜひ、地域経済や中小企業の資金繰
りを支えるよう、しっかりと金融機関をモニタリ
ングしていただきますようお願いしておきたいと思
います。
次に、中小企業、小規模事業者、フリーランス
を含む個人事業主への持続化給付金の問題につ
いて質問します。

申請時の審査について、政府の答弁と違うとい
う対応がまだに行われているとの苦情を中小業
者の皆さんから聞いております。とりわけ申請サ
ポートセンターやコールセンターでの対応はひど
い。例えば、確定申告書第一表に収入記載がない
場合、代替する資料で判断すると答えているの
に、現場では、そんな話は聞いていないとか、未
記入の場合は給付金は出ないと言われ追い返され
るなどの話が出ています。

事業開始から一月もたつて、なぜ審査の判断
基準が現場で徹底できないのか、このことにつ
いて答弁をお願いします。
○松本副大臣 持続化給付金のサポート会場、ま
たコールセンターの判断基準ということでありま
すけれども、まずもつて、この事業の実施主体は、
国でありまして、申請サポート業務及びコールセ
ンター業務も含まれて、給付先との関係の責任
は一義的に政府に帰し、また、委託契約に従いま
して、業務の遂行について、国に対しては受託者
であるサービスデザイン推進協議会が責任を持つ
というふうな形になっておるところであります。

また、このため、申請サポート会場やコールセ
ンターの人員につきましても、サービスデザイン
推進協議会から委託された電通が、業務につく前
に、申請要領等をもとにしっかりと研修を行わせ
ていただいております。

なるべく給付のスピードを上げるために統一的
な対応を徹底しつつも、個別の審査については
個々の事情に寄り添った対応をさせていただいて
いるところでありまして、いずれにいたしまして
も、申請サポートやコールセンターでの対応を始
めとした業務が適切に実施され、少しでも早く審

問します。
当初、中小企業が緊急対策の融資を受ける際

査を経て給付が行われていくように取り組んでまいりたいと存じます。

○清水委員 決意はよくわかるんですけど、徹底されていないというのが問題なんです。ぜひ松本副大臣に聞いていただきたいんです。

○松本副大臣 五月二十八日、岐阜県内の事業者が、税務署の收受印のある白色確定申告書に収入金額が未記入のため、収支内訳書を添付して申請が受け付けられるかコールセンターに問合せしたところ、収入金額が未記入の場合は絶対出ませんとの説明がなされた。

六月二日に大阪府大津市にあるサポートセンターに申請を行った事業者が、応対した人から、申告書に売上げが書いていないので受け付けできないと言われて帰らされた。

五月一日の初日に申請した京都の居酒屋さんです。二週間後に不備メールが届いた。収支内訳書を添付して送信した。しかし、再度不備メールが届いた。おかしいと思ってコールセンターに電話したが、なかなかつながらない。ようやくつながつてコールセンターで相談すると、収支内訳書ではだめだ、税務署の所得証明を出せと言われた。それで、税務署に出向き、税務署の所得証明をとって送信したが、また不備メールが来たというんです。もう経営者はノイローゼですよ。

中小企業の経営者の皆さんは、事業を維持するために必死になって資金繰りを何とかしようとして頑張っておられるわけですよ。皆さん一律に、持続化給付金の申請で、相談窓口で機械的にばちつと拒否されると、もう絶望的な気分になるというふうな言われているわけです。

一月もたつて、この議論の場での答弁が、審査基準の判断が徹底できていないということ自身は実際起こっているわけですから、副大臣、これは問題だと思いませんか。

○松本副大臣 一刻も早く、迅速にこの給付金を事業者の皆さんにお届けをするということは極めて重要なことであるというふうな認識をしております。

一つ一つの個別のケースについて私の方でこの場でコメントをすることは差し控えていただきたいと存じます。ただ、この丁寧かつ迅速な審査を徹底するということが一番大事ではあります。通常よりも審査に時間を要する案件などが存在しているのも事実でありまして、これらにつきましても、事務局内に専門の体制を、フォロアップ、新設をいたしまして対応をしていきたいと思っております。

国といたしましても、業務状況の報告などを求めるなどしっかりと監督をし、このスピードアップを図ってまいりたいと存じます。

○清水委員 大臣、ちよつと議論を整理したいと思うんですが、迅速にすることはもちろん大事です。時間のかかる書類があるのは当然です。それは仕方がない部分もあると思います。しかし、申請できる、受け付ける資格はあると言われているものが現場ではそうならないというところが私は問題なのではないですかという問題意識で伺っているんです。

雑誌記事によりまして、このサービスデザイン推進協議会から再々委託をされているこのスーパードライバーという派遣社員の方がこう言っておられるんですよ。審査基準が毎日のように変更される、そして、スーパードライバーとして来ている派遣社員が元請会社社員からバイトと同じ説明を毎朝受けているというんですよ。最初に配られたA3二枚の説明書に書き足していくというんですよ。これは事実ですか。

○鎌田政府参考人 お答えいたします。本給付金のその制度の運用におきまして、制度が何回か変わってきている、細かい運用が微妙に変わってきているというところもございまして、審査のスタッフにつきましても、最初に研修を行いますけれども、制度の変更があるときにまた改めて研修をやらせていただいているという状況には、私も承知をしております。

ただ、その現場の方でどのような形で研修が実際に進んでいるのかということについては、今

ここで全ての地域についてお答えすることができませんので、状況を把握させていただきたいというふうな考えております。

○清水委員 ぜひ把握していただきたいんですよ。元請の担当職員から派遣会社社員のスーパーバイザーが説明を受けて、千六百人から二千九百人の審査担当者の方々が、一日当たり全国で約最大五千六百人の申請サポート会場の職員がいるわけですし、三百五十人のコールセンターの職員に、毎朝これは手書きの指示を出しているというんですよ。

先ほど松本副大臣から言っていたいただきましたように、この持続化給付金の責任は、それは経産省、政府にあるというふうにお答えになられたわけですから、審査基準の変更について、やはり未端の、直接審査を担う人に来てその審査の判断基準の確にやはり行かないと、今私が述べているような問題が起こることなんです。

例えば審査基準の変更があるときに、中小企業庁が、中企庁がサービスデザイン協議会に連絡をする。そうしたら、そこが今度は再委託先の電通に言う。電通は今度、電通ライブにそのことを伝える。電通ライブからまた発注されるパソナに行く。パソナからスーパードライバー、これは派遣社員ですけれども、そこへ行って、更に担当者です。だから、伝言ゲームをやっている間に、この国会の場です、こういう審査基準で審査の書類は受け付けるんだという国会答弁が反映されていないというのが大問題なんです。

ですから、私、ぜひこれは副大臣に答えていただきたいんですけれども、きょうの午前中の予算委員会でも、松本副大臣は、サービスデザイン推進協議会との契約条項、これは第十一条一項により、審査要員の増員などの指示が、指示できるといふふうにお答えされました。ならば、中小企業庁が責任を持って、事務連絡やマニュアルなど統一した文書で、判断基準を統一する必要があります。これをしないと、むしろ、

その個々の担当職員によつて間違つた審査対応がなされるということを改善できないんじゃないですか。これはいかがでしょうか。提案です。

○松本副大臣 個々の事例に関してはちよつとコメントは差し控えていただくところでありますけれども、現場にしっかりと、我々の思いであつたりとか、さまざま、この国会で答弁をさせていただいたことも含めまして、しっかりと伝えていくということ、そして、その基準に基づいて、受給に値をする方、その要件を満たしている方にしっかりと資金が渡るといふことは極めて重要なことだと思っております。ぜひ対応をどういう形でできるのか検討したいと思っております。

○清水委員 先ほど述べましたように、繰り返し不備メールが送られてくる人はもう本当に精神的に参つております。私は、今の松本副大臣の答弁を信用したいと思っております。決して裏切らないでいただきたい。現場まで徹底していただくと。そうしないと、この二次補正で組まれている、所得区分によつて今回申込みできなかったフリーランスの方への持続化給付金、あるいはことし一月から三月に新規開業された方々への持続化給付金、さらには家賃支援、こうした申請についても同様のトラブルが発生するというふうには私は警鐘を鳴らしたいというふうに思います。

ぜひ現場に徹底していただくことを強く求めまして、私の質問を終わります。

○田中委員長 次に、美延映夫君。

○美延委員 日本維新の会的美延映夫でございます。質問時間八分ですので、早速質問させていただきます。

今回の金融機能強化法の概略についてまず伺いたしたいと思います。現在の金融機能強化法のもとで資本参加した実績は六千八百四十億円と伺っております。既に十二兆の枠があるわけで、期間を延長しても十分対応できる類のものではないかと思うのですが、三兆円上乗せして十五兆円にした根拠をまず教えてください。